

史跡下野谷遺跡保存活用計画（素案）概要

本計画は、史跡下野谷遺跡の現状の把握を通して、史跡の本質的な価値を明確化し、それらを適切かつ確実に保存・管理していくための基本方針を定めることを目的とする。
また、史跡を次世代に継承するための方法や基準を定め、地域の宝として現代生活に活かす活用の方向性と、保存と活用のための有効な整備の方針を示すものとする。

◆史跡下野谷遺跡の本質的価値

史跡下野谷遺跡は、縄文時代中期に地域の拠点となった大集落遺跡である。縄文文化が最も大きく花開いた時代に現れる集落遺跡を代表する大遺跡で、縄文文化の研究には欠かすことができない遺跡として、極めて高い価値を持つ。

史跡下野谷遺跡の価値として、大きく以下の5点にまとめられる。

- 典型的な構造が明らかな大規模な環状集落
- 縄文時代中期における南関東最大級の拠点集落
- 都市部において良好な遺存状態を保つ大規模集落遺跡
- 縄文集落の立地を明瞭に示す
- 隣接する東集落と双環状集落を構成する



【史跡下野谷遺跡と西集落の範囲】

◆下野谷遺跡の保存、活用及び整備に関する基本的な考え方

下野谷遺跡を将来にわたって確実に保存していくためには、史跡の本質的価値を構成する要素を保存するとともに、下野谷遺跡の多様な価値を顕在化し、下野谷遺跡を核とした地域活性化や地域連携を推進するなど、保存、活用及び整備を一体的に行うことが必要である。また、その際には、地域の人々が遺跡の持つ価値を共有し、積極的に保存・活用に参画することが望ましい。このことを踏まえ、今後の下野谷遺跡の目指す将来像を掲げるとともに、そのコンセプトを「縄文から未来へ したのやから世界へ」とし、その実現に向けて保存、活用及び整備の側面からその方向性や方針を示すこととする。

【5つの将来像】

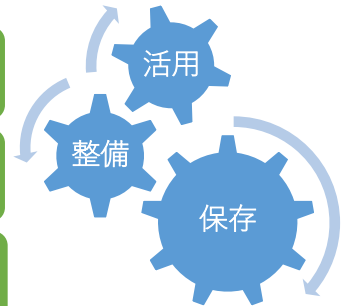
～縄文から未来へ したのやから世界へ～

- ①自然の中で育まれた縄文のムラが未来へ継承され、人々の誇りとなる史跡【まもる】
- ②縄文文化やその知恵を学び・つなげ、現代や未来を豊かにする史跡【つなげる】

③縄文文化の価値と魅力を高め、世界に発信する史跡【広がる】

④まちと共存し、活力を与える都市型の遺跡保護のモデルとなる史跡【集う・結ぶ】

⑤人やまちとともに成長する史跡【ともに育つ】



◆史跡の本質的価値を有する西集落（史跡部分及び指定候補地）の確実な保存

○保存の方法

史跡地内及びその周辺地域を地区区分し、それぞれの地区に応じた現状変更取扱いの方針・基準を定め、保存・管理を進める。



【下野谷遺跡の範囲と地区区分】

○追加指定についての方針

史跡の本質的価値を継承していくため、西集落全域を保護していくことが必要である。指定候補地（B区）について、土地所有者等の関係者の同意を得ながら、史跡の追加指定手続きを進める。

○史跡指定地の公有地化についての方針

保存及び活用・整備の観点から、史跡指定地全体を計画的に公有地化することが望ましい。活用・整備の方向性を踏まえ、土地所有者等の関係者の理解を得ながら、公有地化を図る必要がある。

◆下野谷遺跡の価値や魅力を伝え、高める活用

これまでも様々な分野での活用を行っているが、史跡の価値をより高めるため、さらなる活用に向けた取り組みが必要である。

○下野谷遺跡の価値や魅力を広げ、未来に継承する活用

次世代への継承と保護意識の醸成のため、学校教育への活用を推進するとともに、生涯学習への活用を推進する。また、下野谷遺跡の価値や魅力を広く社会に示し、遺跡を核としてまちの魅力を増進するなど、地域活性化に資する活用に努める。

○「集い」「結び」「広がる」活用

「拠点集落」の特徴といえる「集う」「結ぶ」「広がる」を基本コンセプトとして、現地で体感・体験できる整備や市民や関連団体、自治体等との連携の強化などにより、さらなる効果的な活用を図る。



【縄文の森の秋まつり】

○調査研究の推進

縄文文化や縄文時代の集落研究に欠くことの出来ない遺跡として研究を推進し、縄文研究の核となることが望まれる。また、研究成果をまちの魅力の増進に繋げることも必要である。

◆保存を前提とした活用促進に向けた整備

地下に保存されている遺跡については、保存を前提として、活用促進に資する整備を行う必要がある。

また、整備に当たっては、下野谷遺跡と周辺環境を一体的に捉え、まちの魅力を増進する取組を検討する必要がある。

- ・史跡指定地内 公有地部分の一体的な整備
(縄文的景観、遺構表示等)
- ・史跡指定地外 調査研究・普及啓発の拠点
(地域博物館等の設置検討)
- ・史跡の追加指定及び公有地化の進ちょくに合わせた整備

⇒効果的な活用
⇒新たな人の流れ

【段階的な整備】

○短期計画（平成30年度～32年度）

公有地化の進んでいる史跡指定地の一体的な整備を進める。関係者の理解を得ながら、追加指定及び公有地化を推進する。

○中期計画（平成33年度～35年度）

地域博物館等の設置に関する検討を行う。追加指定及び公有地化を推進し、段階的な整備を行う。

○長期計画（平成36年度～）

地域博物館等の設置に関する検討結果の取組みを行う。追加指定及び公有地化を推進し、段階的な整備を行う。